

## 【Q&A（流山市中小企業者等電気料金高騰対策支援金）】

Q1.申請窓口が流山商工会議所とあるが、商工会議所会員でなくても申請可能か。

A1.流山商工会議所の会員以外の方でも交付要件等に該当していれば申請可能です。

Q2.記入間違いをした場合の訂正方法を教えてほしい。

A2.押印による申請の場合は訂正印に同じ押印、署名による申請である場合は訂正印を押すべき箇所に署名をすることで修正可能とします。

### 【訂正署名の方法】

- ( 1 ) 間違えた箇所に二重線を引く。
- ( 2 ) その上部に正しい文言を書く。
- ( 3 ) その隣にフルネームで小さく署名する。

Q3.契約している電力会社が請求書しか発行できない場合はどうするのか

A3.電力会社が発行する請求書（紙・Web）と請求金額が引き落としされたことがわかる書類（通帳の引き落としがわかる頁と口座名義人が確認できる頁のコピー等）を添付いただき、申請ください。

Q4.電力会社が Web 領収書しか発行できない場合はどうするのか

A4.Web 領収書画面を印刷したものを添付いただき、申請ください。

Q5 . 市内に複数の事務所があるが、複数申請することは可能か。

A5 . 事務所毎に電力会社と契約をしている場合は、それぞれ申請してください。申請は 1 事務所あたり 1 回のみです。

Q6. 自宅と事務所が同じ建物で電気の契約が一緒の場合、どのように計算するのか

A6. 確定申告書を参考に、事業用電力料金として経費計算した比率を乗じて計算します。 自宅兼事務所用の「電気料金計算書 別紙 2 」をご利用ください。

Q7. 世帯主が電気契約主で、妻が自宅で喫茶店を営む場合、領収証宛名が違うがよいか。

A7. 申請者名と領収書宛名が違う場合は、関係性がわかる書類を添付してください。例：住民票（世帯主と妻の名前が記載されており、住民票氏名・住所と領収書氏名・店舗所在地が一致していることが確認できる。）

Q8 . テナントを借りて営業しており、電気料金は電気会社ではなく、ビルオーナーへ支払を行っているが、対象になるか。また、添付書類は何を出せばよいか。

A8 . ビルオーナーが電気料金を一括して支払っており、オーナーへ電気料金を支払っている場合にも、本支援金の対象になります。また、添付書類はオーナーからの領収証を提出して下さい。（請求書の場合、請求金額が引き落とされたことがわかる書類（通帳のコピー等）があれば可）

Q9. 電気料金について上限と下限はあるのか。

A9.令和5年9月分の電気料金(税抜)について上限30万円、下限2万5千円です。  
上限を超える場合は30万円で計算します。下限を下回る場合は対象外です。

Q10. 添付書類の中で用意できない書類があるが、どうすれば良いか。

A10. 添付書類の中で用意できない書類がある場合については代わりに証明となる書類の提出をお願いしております。ご不明な点がございましたら流山市役所商工振興課にご連絡ください。

Q11. 申請書兼請求書の誓約事項に「流山市中小企業者等電気料金高騰対策支援金交付規則第3条に規定する支援対象者の要件に該当する中小企業等」とあるが、これは何を指すのか。

A11. 次の ~ 全てを満たす中小企業者等を指します。

市内に事務所等があり事業継続意思があること 流山市税の滞納がないこと

代表者・役員が暴力団に属していないこと 政治的活動・宗教的活動を行う事業者等でないこと

Q12．対象経費は税抜き、税込みどちらの金額を記載するか。

A12．税抜きの金額を記載して下さい。領収書に税抜価格が書いてある場合はその金額を記載し、書いていない場合は申請者ご自身で税込金額から税抜き金額（小数点以下切上）を算出してください。

例：消費税等相当額の表示があり

税込 86,790 円（うち消費税等相当額 7,890 円）  $86,790 \text{ 円} - 7,890 \text{ 円} = 78,900 \text{ 円}$

消費税等相当額の表示がなし

税込 65,320 円  $\times 100 / 110 =$  税抜 59,381.81 円  $= 59,382 \text{ 円}$

Q13．登記上は市外だが、事務所は市内の場合、支援金の対象となるか

A13.対象となります。申請者と所在地がわかる書類を添付して申請してください。

例：確定申告の事業所所在地がわかる部分、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書等

Q14．個人事業主で店舗は市内にあるが市外に居住している場合、支援金の対象となるか。

A14．対象となります。申請者と所在地がわかる書類を添付して申請してください。

例：確定申告の事業所所在地、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書等

Q15．市内に居住しているが、店舗は市外にある。支援金の対象となるか。

A15．対象外となります。本支援金は市内で事業活動を行っていることが要件となります。

Q16．事務所では電灯（従量電灯）と動力（低圧電力）の2契約しているが、各契約で複数申請することは可能か。

A16．一つの事務所で電力会社と複数契約をしている場合は、金額を合算して1回で申請してください。申請は1事務所あたり1回のみです。

Q17．市内の本店以外に市外の事業所があるが市外の事業所に係る電気料金は対象になるか。

A17．市外の事業所は対象外です。

Q18．市内の私立保育所です。流山市保育課で実施している「私立保育所等物価高騰対策支援金」と流山市商工振興課で実施している「流山市中小企業者等電気料金高騰対策支援金」を両方申請することはできますか。

A18．申請可能です。

Q19．流山市中小企業者等電気料金高騰対策支援金を受給した場合、他市の支援金・支援金などは対象外になってしまうのか。

A19．他市の支援金等を受給した場合でも、流山市の本支援金を申請することは可能です。他市の支援金・給付金の対象要件等をご確認下さい。

Q20．千葉県が実施する「特別高圧電気料金高騰対策事業」の支援金の交付を受けているが、流山市中小企業者等電気料金高騰対策支援金の対象となるか。

A20．特別高圧の電気料金は対象外です。

Q21．窓口（又は郵送）で申請は可能か。

A21．流山商工会議所（〒270-0164 流山市流山 2 丁目 3 1 2 ）の窓口又は郵送で申請が可能です。流山市役所商工振興課窓口では申請を受け付けておりません。

Q22．申請書はどこで入手できるのか。

A22．申請書は市ホームページでダウンロードすることが可能です。

Q23．確定申告を e - Tax で実施した場合はどうすれば良いか。

A23．e - Tax による申告の場合は「受信通知」を添付してください。

Q24．法人設立は令和 5 年 9 月 2 日以降だが、それ以前から個人事業主として事業を営んでいる。この場合は対象となるか。

A24．個人事業主として令和 5 年 9 月 1 日以前から市内において法人化以降と同じ事業を営んでいれば対象となります。その場合は、商業登記簿のほか、個人事業の廃業届等、個人事業としての営業期間が分かる書類を提出してください。

Q25．市外の事業所で令和 5 年 9 月 1 日以前から事業を行っており、市内に事業所を移転したのは令和 5 年 9 月 2 日以降である。この場合は対象となるか。

A25．令和 5 年 9 月 1 日以前から、市内で事業を行っていることが要件となっているため、対象外となります。

Q26．個人でアパートを経営しており、アパートの共用部分の電気代を自身が負担し、経費計上しているが、家賃収入について、所得税青色申告決算書（不動産所得用）に計上している。本支援金の対象となるのか。

A26．不動産管理業を営んでいる個人事業主として、共用部分の電気料金であることが明らかであれば対象になります。

Q27．「9月分」とあるが具体的な使用期間はいつを指すのか

A27．電力会社により使用期間が異なります。「電気料金等領収証」の但書に「令和5年9月分電気料金」と記載のある領収書の使用期間を指します。電力会社によって記載が異なりますので「令和5年9月分」の記載がない場合は、令和5年9月1日を含む使用期間の領収書の金額を基準とします。

Q28．みなし大企業は対象となるか。

A28．対象となります。

Q29．商業登記簿謄本の取得年月日について制限はあるか。

A29．直近3か月以内に取得したものを提出してください。

Q30．個人事業主で確定申告書はどこまで添付すればよいか。

A30．【青色申告の場合】直近の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書（写）

【白色申告の場合】直近の確定申告第一表及び収支内訳書（写）

收受日付印が押印されていること

e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付。直近3か月以内を取得したものを提出してください。

Q31．なぜ指定管理者制度で管理している施設は申請できないのか。

A30．指定管理者制度により管理を行っている事務所の電気料金の補填等については、市の当該施設担当課と協議をいただきますよう、お願い申し上げます。